

中間素案に対する意見等について

参考資料1

修正箇所	修正した文言等	委員ご意見等	中間案への反映等
1 前文			
28ページ 2行目～ 4行目	「歴史的背景やこれまでの」 →削除 「前文において」 →削除		＜事務局修正＞ ・一般的な「歴史的背景」と誤解されることのないよう、文言を削除したもの。 ・「これまで」及び「前文において」について文言整理を行ったもの。
28ページ 6行目	「市民性、まちづくりの」 →「福祉のまちづくりの」		＜事務局修正＞ ・一般的な「市民性」と誤解されることのないよう文言を削除し、仙台市の福祉のまちづくりに関する歴史や取り組みであることを明確にした。
28ページ 7行目	「差別の現状」 →「差別に関するこれまでの経緯や現状」	差別の歴史的背景があってもいい。 虐待の背景として差別が要因として考えられることを触れてほしい。	・「○ 障害者及び障害を理由とする差別」の後に「に関するこれまでの経緯や現状」を追加。 ・虐待については、項目に入れていないが、どのような盛り込み方ができるか検討する。
2 目的			
28ページ 10行目～ 17行目		差別をなくすためには2つの大きな段階がある。1つは差別を禁止すること。 2つは心の問題として偏見をなくすこと。「偏見」という言葉を入れて、気持ちや心の問題を見つめて、差別禁止ということを強調したい。	・「偏見」については、基本理念の3つ目の「○」に記載。
3 定義			
28ページ 21行目～ 31行目		定義に「負担が過重でない場合の判断基準」を追記した方が良い。 基本的な考え方(判断要素)が示されているので。	・判断基準については、今後、国や本市における事例の集積を踏まえ整理していくべきものであることから、中間案には盛り込まない。
28ページ 27行目	「拒否、制限、障害者でない人には」 →「拒否し又は制限、障害者以外の人には」		＜事務局修正＞ ・文言整理したもの。
28ページ 29行目～ 30行目	「実施に伴うと負担が過重でない場合」 →「当該除去の実施に伴う負担が過重でないときは」		＜事務局修正＞ ・誤字修正 ・文言整理したもの。
4 基本理念			
29ページ 3行目	「次のとおりの趣旨の」 →「以下のとおり」		＜事務局修正＞ ・文言整理したもの。
29ページ 5行目～ 6行目	「障害者が、障害者でない人と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳に」 →「全ての障害者が、障害者以外の人と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が尊重され、それに」	「障害者と障害者でない人」ではなく「差別をした人とされた人」という書き方をした方がいいというような意見について ・「市民同士が相互理解を促進していくことが大切である」としてはどうか。 ・障害者基本法では「全ての人々」という書き方をしているので、「全ての市民」としてはどうか。	・「障害者」と「障害者でない人」については「障害者」と「障害者以外の人」と修正。 ・障害者基本法第3条を踏まえ、「障害者」を「全ての障害者」と修正。

中間素案に対する意見等について

参考資料1

修正箇所	修正した文言等	委員ご意見等	中間案への反映等
4	基本理念		
29ページ 12行目～ 15行目	<p>「障害者が地域で安心して暮らし続けていけるよう、」 →追加</p> <p>「○ 障害者が地域で安心して暮らし続けていけるよう、障害者と障害者でない人とが相互理解を促進していくことが大切であること。」 →削除</p>		<p><事務局修正></p> <p>・「相互理解」については、サービス等を提供する側の事業者と障害者の間では合理的配慮の提供の促進のため必要である。障害者と障害者以外の人、障害者と障害者などの「市民同士」では、「相互理解」ではなく、それぞれの障害やそれに伴う社会的障壁について、正しい理解をすることが必要である。</p> <p>これらのことから、「市民が障害についての知識等を深める必要があること」に、「障害者が地域で安心して暮らし続けていけるよう」と追加し、「障害者と障害者以外の人とが相互理解を促進していくことが大切であること」を削除した。</p>
29ページ 17行目	「障害者への配慮は、」 →削除		<p><事務局修正></p> <p>・重複しているため、文言整理したもの。</p>
29ページ 18行目 21行目	「なされるべきであること。」 →「なされること。」	なされるべきである。 → なされること。 行われるべきである。 → 行われること。 「べき」を削除。	・意見を踏まえ修正。
29ページ 21行目	「行われるべきであること。」 →「行われること。」	災害時における条文のところ、「～されるべき」と書いているところは「実施されること」という書きの方がいいのではないか。	・意見を踏まえ修正。
5	市・事業者・市民の責務や役割		
29ページ 24行目	「次のとおり」 →「以下のとおり」		<p><事務局修正></p> <p>・文言整理したもの。</p>
29ページ 25行目	「事業者及び市民が」 →追加	市、事業者、市民の責務や役割について、それぞれにおいて、三者の関係性がわかるような表現にした方がいいのではないか。	・市の役割について、「事業者及び市民」に対する役割を分かりやすく表記するため、「事業者及び市民が障害及び障害者に対する理解を深め」と修正。
29ページ 25行目		・市の役割として、施策を計画的に実施するだけでなく、指導や監督の役割が必要ではないか。市民に対する情報周知も書いてほしい。事業者のところは、建設的対話ではなく、情報共有の方がふさわしいのではないか。	<p>・指導や監督については障害者総合支援法など個別法に基づいて実施することなので、盛り込まない。</p> <p>・市の役割において、「障害及び障害者に対する理解を深め」を「事業者及び市民が障害及び障害者に対する理解を深め」に修正。市民に対して必要な障害等に対する理解の促進には情報周知も含まれているので、盛り込まない。</p> <p>・相互理解は情報共有が前提であることを踏まえ、「建設的な対話」を「相互理解に向けた対話」に修正。</p>
29ページ 29行目	「相互理解が図られるように、建設的な対話を」 →「相互理解に向けた対話を」	「建設的な対話」と言う文言に違和感を感じる。	・「相互理解に向けた対話」に修正。

中間素案に対する意見等について

参考資料1

修正箇所	修正した文言等	委員ご意見等	中間案への反映等
6	不当な差別的取扱いの禁止等		
30ページ 4行目～ 37行目		選挙と災害対応について、分野として必要ではないか。	・中間報告に記載しているとおり、選挙については個別法で規定されていること、災害対応については、基本理念に盛り込んでいることから、改めて不当な差別的取扱いの禁止等における分野には盛り込まない。
		「他の者とは異なる取扱いをすること」という記載を入れてほしい。	・「他の者とは異なる取扱いをすること」とは、「拒否、制限、条件を付けること」のことであり、重複するので盛り込まない。
		他の者との差別の状況を解消するための積極的改善措置は差別的取扱いではない旨の記載を入れてほしい	・「不当な差別的取扱い」に該当する行為に「他の者とは異なる取扱い」を入れていないため、それに関連する積極的改善措置について差別的取扱いでない旨は記載しない。
6	不当な差別的取扱いの禁止等		
30ページ 17行目～ 20行目		(教育を行う場合) ・主に障害児のことを指していると思われるが、「障害者」には「児」も含まれていることを付記する必要はないか。 ・「就学する学校を決定すること」に「及び就学を免除等すること」も加えてはどうか。 ・教育の分野に「就学を免除等すること」を加えてはどうかという意見に関して、子どもの教育を受ける権利を保障するということから、今は猶予・免除されている子どもはいない。保護者から他の子どもと同じスタートラインから始めたいので1年間猶予してほしいという申し出が少しずつ出てきているが、いろいろな配慮を得ながら、就学するよう勧めている。	・「定義」において障害者と障害児を区別していないため、付記しない。 ・現状として事例が生じていないこと、また、手続きとして個別法等において保護者からの申請に基づくものとされていることから盛り込まない。
30ページ 3行目	「次のとおり」 →「以下のとおり」		〈事務局修正〉 ・文言整理したもの。
30ページ 5行目	「正当な理由なく、」 →追加		〈事務局修正〉 ・不当な差別的取扱いについては、3の「定義」で「正当な理由なく」と規定しているが、市民に対しよりわかりやすくするよう、「正当な理由なく」と追加したもの。
30ページ 10行目 14行目	「強制する行為」→「強制すること」 「隔離する行為」→「隔離すること」		〈事務局修正〉 ・文言整理したもの。
30ページ 29行目	「情報の提供・受領又は」 →「情報の提供又は」		〈事務局修正〉 ・「障害者からの意思表示を受ける場合」と「情報の受領」が重複するため削除するもの。
30ページ 32行目～ 33行目	「・障害者から情報の提供を受けるときに、これを拒否、制限、又はこれに条件を付けること。」 →削除		

中間素案に対する意見等について

参考資料1

修正箇所	修正した文言等	委員ご意見等	中間案への反映等
31ページ 1行目～ 9行目		(障害者を雇用する場合) ・雇用している事業者の取り組むべきこととして、生活相談員の配置など、相談支援の体制をとることを書いてほしい。 ・雇用事業者のガイドラインには書いてある。相談支援が大切だということが伝わるようにしていただければいいのではないか。	・雇用している事業者が取り組むべき相談支援体制については、障害者雇用促進法等関係法令等において規定されていること、また、具体的な運用等に関するこのため、盛り込まない。
31ページ 3行目	「こと」 →削除		<事務局修正> ・文言整理したもの。
7 合理的配慮の提供			
31ページ 12行目	「次のとおり」 →「以下のとおり」		<事務局修正> ・文言整理したもの。
31ページ 14行目	「現に」 →追加		<事務局修正> ・脱字修正
31ページ 15行目 18行目	「必要かつ合理的な配慮を」 →「合理的配慮を提供」		<事務局修正> ・定義と整合性を図るため文言整理したもの。
31ページ 19行目～ 20行目	「ただし、6の不当な差別的取扱いの禁止等における障害者を雇用する場合を除く。」 →追加	雇用している事業者は合理的配慮の提供が義務になるので、その部分をわかりやすく追記することでどうか。	・障害者を雇用する場合を除くと追記。
32ページ 2行目	「次のとおり」 →「以下のとおり」		<事務局修正> ・文言整理したもの。
32ページ 3行目～ 6行目		啓発のところに、情報発信、周知のことも入れてほしい。	・啓発には情報発信や周知についても含まれることから追加しない。
8 基本的な施策			
32ページ 3行目	「及び交流」 →追加		<事務局修正> ・障害者と障害者でない人が「相互理解する」というよりは、「障害について正しい知識を持ち理解する」ことが必要であることから、障害理解を深める「啓発活動の推進」にまとめたもの。
32ページ 5行目～ 6行目	「及び障害者と障害者以外の人等との交流の機会の提供」 →追加		

中間素案に対する意見等について

参考資料1

修正箇所	修正した文言等	委員ご意見等	中間案への反映等
32ページ 7行目～ 9行目	「○ 交流の推進 ・障害者と障害者でない人等の相互理解を深めるため、交流の機会の提供その他の必要な取り組みを行う。」 →削除		
32ページ 13行目	「環境整備を促進に」 →「環境整備の促進に」	三番目の○について 「環境整備を促進に」 → 「環境整備の促進に」	・意見を踏まえ修正。
8	基本的な施策		
32ページ 14行目～ 17行目	「コミュニケーション支援」 →「意思疎通の支援」 「コミュニケーションが困難な障害者」 →「意思疎通に困難がある障害者」	「コミュニケーション支援」という書き方だと、聴覚障害に対する支援だけだと捉えられるかもしれないので、視覚や知的障害のことも含まれるのがわかるように、「情報コミュニケーション支援」や「意思疎通支援」という書き方の方がいいと思う。 四番目の○コミュニケーション支援 合理的配慮として「意思疎通支援」の必要がありますが、同じことですか。意味合いが異なるなら言葉として加えてはどうか。	・「意思疎通の支援」に修正。 ・「意思疎通の支援」に修正。
32ページ 22行目	「努めるものとする」 →「努める」	五番目の○政策形成過程への参画の推進 「意見の聴取に努めるものとする」 → 「努めること」または「努めなければならぬ」	・「努める」に修正。
9	差別に関する相談		
33ページ 2行目	「その」 →追加		<事務局修正> ・「家族」は障害者の家族とわかるよう、文言整理したもの。
33ページ 3行目	「次の通り」 →「以下のとおり」		<事務局修正> ・文言整理したもの。
33ページ 5行目～ 7行目	「また、必要に応じて、次に規定する助言又はあっせんの申立ての支援を行う。」 →追加	(調整機関に盛り込むべき内容について) ・調整機関は申し立てに対する助言や支援をするべきではないか。	・基本理念に掲げた障害者の人権の尊重した調整等であることが前提である。その上で、調整機関に求められることは、事実関係の調査や助言等を中立の立場で行うことと考えている。なお、ご意見の趣旨等を踏まえ、調整機関への申し立てへの支援については、「相談」の項目に追加した。
33ページ 9行目～ 23行目	「○ 調整機関は、助言又はあっせんの結果、必要があると認めるときは、市長に対して、必要な措置を講じるべきことを勧告するよう求めることができる。」 →追加 「○ 市長は、公表しようとするときは、当該公表に係る者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。」 →追加	・市長が勧告・公表する場合の手順をわかりやすく記載してはどうか。	・必要な手続きについて、2点追加した。

中間素案に対する意見等について

参考資料1

	修正箇所	修正した文言等	委員ご意見等	中間案への反映等
10	その他		<p>条例の見直しについては、モニタリングをしながら必要性を判断することだが、市民協働の条例は15年も見直しされなかった。条文の中に見直し規定を入れてほしい</p> <p>今回は、漢字にふりがなをつけることは考えていますか。公文書としては付けませんが、広報・周知用には配慮するという考え方もありますが。</p>	<p>・差別解消は3年等の期間での成果が表れにくい分野であり、中間案に一定の時期を想定した見直し規定を盛り込むことは難しい。障害者施策推進協議会等におけるモニタリング等を踏まえ、必要な時期に見直すことは、規定がなくても可能である。</p> <p>・るび付きの中間案については、今後、対応予定。</p>